

大学教育質保証・評価センター 意見申立審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター大学機関別認証評価に関する規程第9条第4項に規定する意見申立審査会（以下「審査会」という。）に関する必要な事項を定める。

(設置及び廃止)

第2条 大学評価を申請する大学（以下「受審大学」という。）の評価結果（案）に対し、受審大学から意見申立てがあった場合、大学教育質保証・評価センターは、意見申立てへの対応について審議するため、審査会を設置する。

2 審査会は、意見申立てを行った受審大学の評価結果の決定をもって廃止する。

(構成)

第3条 審査会は5名以内の委員で構成する。

2 委員は、理事会の議に基づき、代表理事が委嘱する。

3 審査会に審査長を置く。

4 審査長は、審査会委員の中から代表理事が選任する。

5 審査会の委員は、評価委員会の委員及び専門委員を兼ねることができない。

(委員の任期)

第4条 審査会の委員の任期は、審査会が設置されている期間中とする。

(議事)

第5条 審査会は、審査長が招集する。

2 審査会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、審査長が決定する。

(審議事項)

第6条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 大学教育質保証・評価センター大学機関別認証評価に関する規程第9条第3項の規定に基づいて行う意見申立てへの対応

(2) その他審査会が必要と認める事項

(意見申立てに対する審査結果の作成)

第7条 審査長は、意見申立てに対する審査結果を作成し、評価委員会に提出する。

2 審査会は、意見申立てに対する審査結果について審議する場合、受審大学の評価実施チ

ームの主査より意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 第3条に規定する委員は、職務上において知り得たいかなる情報も他へ漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、意見申立審査会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。